

# 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等 の今後の対応について

農林水産省畜産局

(第2回)

# 目次

|   |                                 |        |
|---|---------------------------------|--------|
| 1 | 第1回検討会のまとめ                      | ・・・ 3  |
|   | (1) 法律の概要                       |        |
|   | (2) 検討の視点                       |        |
|   | (3) 検討の視点と確認された事象等のまとめ          |        |
|   | (4) 課題と検討方向                     |        |
| 2 | 「家畜遺伝資源」の検証                     | ・・・ 7  |
|   | (1) 卵巣・家畜未受精卵の流通実態              |        |
|   | (2) 技術の現状                       |        |
|   | (3) 受精卵生産の背景                    |        |
|   | (4) 家畜体外受精卵の生産状況                |        |
|   | ～「家畜遺伝資源」に係る対応の方向～              |        |
| 3 | 「譲渡契約等」の検証                      | ・・・ 14 |
|   | (1) 家畜受精卵の流通実態                  |        |
|   | (2) 利用制限の情報伝達の意義                |        |
|   | (3) 利用制限の情報伝達の実態                |        |
|   | ～「譲渡契約等」に係る対応の方向～               |        |
| 4 | 「成果冒用行為」に係る対応の方向                | ・・・ 19 |
| 5 | 「理解醸成のための方策」の検証                 | ・・・ 20 |
|   | (1) 立入検査の状況                     |        |
|   | (2) 「精液等情報システム」の機能強化と利用推進のための取組 |        |
|   | ～「理解醸成のための方策」の対応の方向             |        |
|   | とりまとめの方向（案）                     | ・・・ 23 |

# 1 第1回検討会のまとめ

## (1) 法律の概要

家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律は、

- 本法の保護の対象となる家畜遺伝資源を定義するとともに、
- 当該家畜遺伝資源に対する成果冒用行為を不正競争として類型化し、
- 家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置、刑事罰による抑止 を規定

### 「家畜遺伝資源」

- 家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等※であって、
- 当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの。

※ ① 黒毛和種、② 褐毛和種、③ 日本短角種、④ 無角和種、⑤ ①～④の品種間の交雑の品種、  
⑥ ①～⑤の品種と⑤の品種との交雑の品種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵

### 「成果冒用行為」

- ① 詐欺等による領得
- ② ①により取得した遺伝資源の使用、譲渡等
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物の使用、譲渡等
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物の譲渡等

### 民事上の救済措置

- ・ 差し止め請求
- ・ 損害賠償請求、信用回復措置
- ・ 民事訴訟手続きの特例

### 刑事罰による抑止

- ・ 図利加害目的をもった違反行為に対して、抑止力強化のための罰則

個人：10年以下の懲役、1千万円以下の罰金  
法人：3億円以下の罰金

不正競争

# 1 第1回検討会のまとめ

## (2) 検討の視点

### ○ 家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律附則第3条

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

→ 法施行後の法令遵守のための取組状況や確認された事象を踏まえ、  
「家畜遺伝資源」、「譲渡契約等」、「成果冒用行為」について以下の視点で検討

### 家畜遺伝資源法

#### 「家畜遺伝資源」

- 和牛及び和牛間交雑種の家畜人工授精用精液及び家畜受精卵

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等

#### 「成果冒用行為」

#### 「家畜遺伝資源」

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

#### 「譲渡契約等」

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

#### 「成果冒用行為」

- 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要があるか？

## (3) 検討の視点と確認された事象等のまとめ

### 検討の視点

#### 「家畜遺伝資源」

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

#### 「譲渡契約等」

- 家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約等の取組状況、実効性の確保は図られているのか？

#### 「成果冒用行為」

- 現行法で対応できない成果冒用行為を新たに想定する必要はあるか？

### 施行後確認された事象

#### 「家畜遺伝資源」

- 和牛の家畜体外受精卵の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- 家畜未受精卵の流通を伴う事案において、品種の取り違えが発生。

#### 「譲渡契約等(実効性の確保)」

- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、譲渡契約等の締結割合は8割程度。
- ストローへの「(R)」表示を行っている家畜遺伝資源生産事業者の割合が低いことが判明。

#### 「成果冒用行為」

- 現時点で、規定する成果冒用行為を超える不正行為は確認されていない。

# 1 第1回検討会のまとめ

## 施行後確認された事象

### 「家畜遺伝資源」

- 和牛の家畜体外受精卵の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- 家畜未受精卵の流通を伴う事案において、品種の取り違えが発生。

### 「譲渡契約等(実効性の確保)」

- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所において、譲渡契約等の締結割合は8割程度。
- ストローへの「(R)」表示を行っている家畜遺伝資源生産事業者の割合が低いことが判明。

### 「成果冒用行為」

- 現時点で、規定する成果冒用行為を超える不正行為は確認されていない。

## 課題と検討方向

### 「家畜遺伝資源」

#### 《課題》

- ✓ 家畜未受精卵が家畜遺伝資源法の保護対象となっていないことを踏まえ、実態を検証し、適切な流通を確保する必要。
- ✓ 家畜未受精卵の不適切な流通が品種取り違えなどの家畜改良増殖の妨げにならないよう検討する必要。

- 家畜未受精卵の流通の実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討する。

### 「譲渡契約等」

#### 《課題》

- ✓ 利用制限が付された家畜遺伝資源であることを認識できることが不正流通防止につながるため、受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所における契約締結、ストローへの「(R)」表示を一層推進する必要。

- 譲渡契約等の締結割合が比較的低い要因を分析し、譲渡契約の締結、ストローへの「(R)」表示等の推進のための方策を検討する。

### 「成果冒用行為」

- 当面は現在の成果冒用行為を維持する方向とする。

### 「理解醸成のための方策」

- 和牛遺伝資源関連2法に対する一層の理解醸成を図るための方策について検討する。

## 2 「家畜遺伝資源」の検証

### 「家畜遺伝資源」に係る課題と検討方向

#### 《課題》

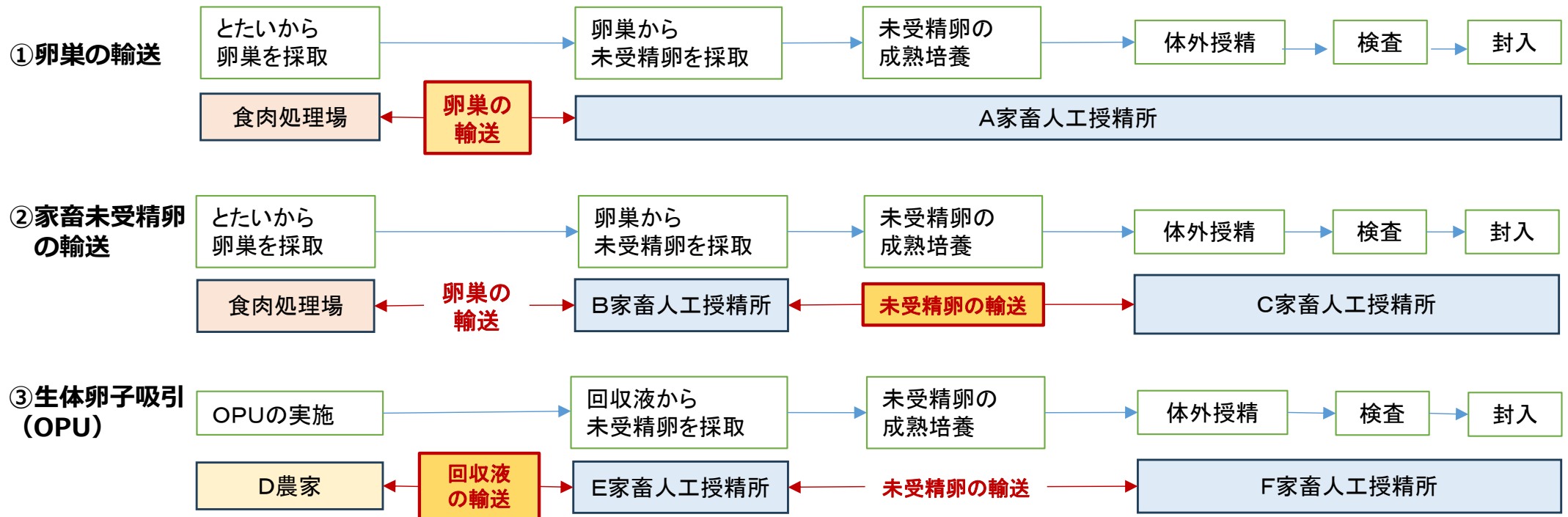
- ✓ 家畜未受精卵が家畜遺伝資源法の保護対象となっていないことを踏まえ、実態を検証し、適切な流通を確保する必要。
- ✓ 家畜未受精卵の不適切な流通が品種取り違えなどの家畜改良増殖の妨げにならないよう検討する必要。

### ○ 家畜未受精卵の流通の実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討する。

#### (1) 卵巣・家畜未受精卵の流通実態

#### 《卵巣や家畜未受精卵の輸送を伴う家畜体外受精卵の生産の例》

①卵巣を輸送する事例、②未受精卵を成熟培養させながら輸送する事例、③生体卵子吸引(OPU)による回収液を家畜人工授精所に輸送する事例がある。



## 2 「家畜遺伝資源」の検証

### (2) 技術の現状

#### 《卵巢の輸送》

| 時間                  | 手順                                                              |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| -2日目<br>または<br>-1日目 | 卵巣採取<br>生理食塩水で保存、 <b>運搬(約8時間)</b><br><br><b>未受精卵採取まで保存の実態あり</b> |
| -1日目                | 未受精卵採取<br><b>成熟培養(約22~24時間)</b> しながら<br>運搬の実態あり                 |
| 0日目                 | 媒精 → 発生培養                                                       |
| 2日目                 | 初期発生検査                                                          |
| 7~9日目               | 家畜体外受精卵の検査・移植                                                   |

出典：(独)家畜改良センター「ウシ生体卵子吸引・体外受精マニュアル」より

- 1 一定の胚発生率を確保するためには、卵巣からの未受精卵の吸引をできるだけ早期(状態により数時間程度)に実施することが必要
- 2 卵巣のコンディションは、「と畜個体の状態(年齢等)」、「輸送条件、季節」等により変化

※ 一般的な胚発生率は約30%

培養輸送器



#### 《家畜未受精卵の輸送》

| 時間    | 手順                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| -1日目  | 生体卵子吸引(OPU)等の実施<br><br><b>〔 OPU実施後に未受精卵が含まれる<br/>回収液の輸送実態(約1時間)あり 〕</b><br><br>未受精卵採取後、培養輸送器により<br><b>成熟培養(約22~24時間)</b> しながら運搬 |
| 0日目   | 媒精 → 発生培養                                                                                                                       |
| 2日目   | 初期発生検査                                                                                                                          |
| 7~9日目 | 家畜体外受精卵の検査・移植                                                                                                                   |

出典：(独)家畜改良センターからの聞き取り

- 1 成熟培養中の運搬に技術的な課題(未受精卵は、採取時点で受精能を有していないため、**未受精卵採取後約22~24時間成熟培養を行う必要**。成熟培養の時間が短いと受精能を獲得できず、長すぎると加齢となり、胚発生率が低下する。)  
※ 一般的な胚発生率は約30%
- 2 **未受精卵の凍結**は、技術的なハードルが高く、公設試での取組が中心(**民間サービスとして実施するのは難しい状況**)

一般的に雄側からの改良が主体である中、雌側からの改良手法である未受精卵の活用については、①未受精卵は細胞が大きく凍結によるダメージを受けやすい、②①のダメージを抑える技術(ガラス化)もあるものの技術の習得が必要となる等から試験研究で限定的に実施。

## 2 「家畜遺伝資源」の検証

### (家畜未受精卵について)

- 家畜未受精卵は、卵巣や回収液内では長時間保存することは困難。
- 成熟培養を経なければ受精能を獲得できず、獲得後も一定時間内に体外受精を行わなければ胚発生に至らない。(家畜体外受精卵生産の一連の過程で流通)

卵巣の輸送  
(数時間)



とたい由来

生体由来  
(OPU)



未受精卵の検卵

回収液の輸送  
(1時間程度)

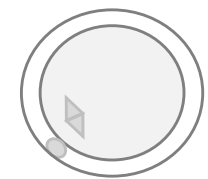
※ 輸送時間が長すぎると  
未受精卵の生存率が低下

未受精卵の採取時点



成熟培養  
(22~24時間)

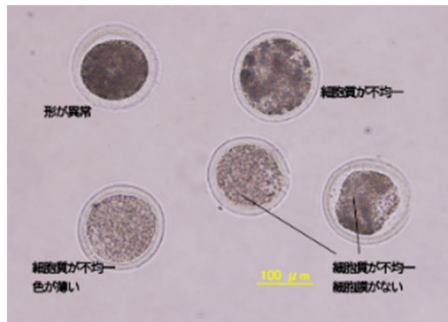
成熟培養後



※ 培養時間が長すぎると(28時間~)  
加齢卵となり、胚発生率が低下

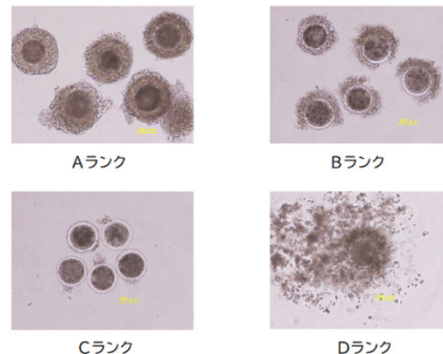
### 未受精卵の選別

図1:細胞質が異常な未受精卵



・細胞質が異常なもの(色が薄い、細胞膜が不鮮明等)は胚盤胞まで発育しない。

図2:未受精卵のランク



・未受精卵の成熟を制御する顆粒層細胞の付着状況でランク付けを行う。培養に供する卵子は主にA又はBランク。

写真: (独)家畜改良センター「ウシ生体卵子吸引・体外受精マニュアル」

### 家畜人工授精簿への記録

| 卵巣を採取した雌畜<br>(そのとたいから卵<br>巣を採取した雌畜を<br>含む。) |                 |        | 名 前                       | 家畜登録機関名<br>及び登録番号 | 品 種                    | (個体識別番号)   | 生年月日                         | 飼養者の氏名又<br>は名称及び住所 |                      |                 |                            |                 |                   |                                  |    |                       |             |                        |
|---------------------------------------------|-----------------|--------|---------------------------|-------------------|------------------------|------------|------------------------------|--------------------|----------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|-------------------|----------------------------------|----|-----------------------|-------------|------------------------|
| 交 配 し た 種 畜                                 |                 |        |                           |                   | 診 断 及 び 体 外 受 精 卵      |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 | 体外受精卵の<br>譲渡 (※1) |                                  | 摘要 |                       |             |                        |
| 名<br>前                                      | 種畜証<br>明書番<br>号 | 等<br>級 | 家畜登録<br>機関名及<br>び登録番<br>号 | 品<br>種            | 家畜人工授<br>精用精液証<br>明書番号 | 診断の<br>年月日 | 診断した<br>獣医師の<br>登録番号<br>及び氏名 | 卵巣<br>採取<br>年月日    | 未受<br>精卵<br>採取<br>個数 | 体外<br>受精<br>年月日 | 体外受精<br>卵検査年<br>月日及び<br>時刻 | 正常受<br>精卵個<br>数 | 正常受<br>精卵の<br>形態  | 家畜体<br>外受精<br>卵証明<br>書番号<br>(※2) |    | 凍<br>結<br>の<br>有<br>無 | 年<br>月<br>日 | 譲渡先の氏名<br>又は名称及び<br>住所 |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |
|                                             |                 |        |                           |                   |                        |            |                              |                    |                      |                 |                            |                 |                   | 号                                |    |                       |             |                        |

・体外受精卵の生産工程において、卵巣採取年月日、未受精卵採取個数を家畜人工授精簿へ記録

## 2 「家畜遺伝資源」の検証(第1回検討会資料より再掲)

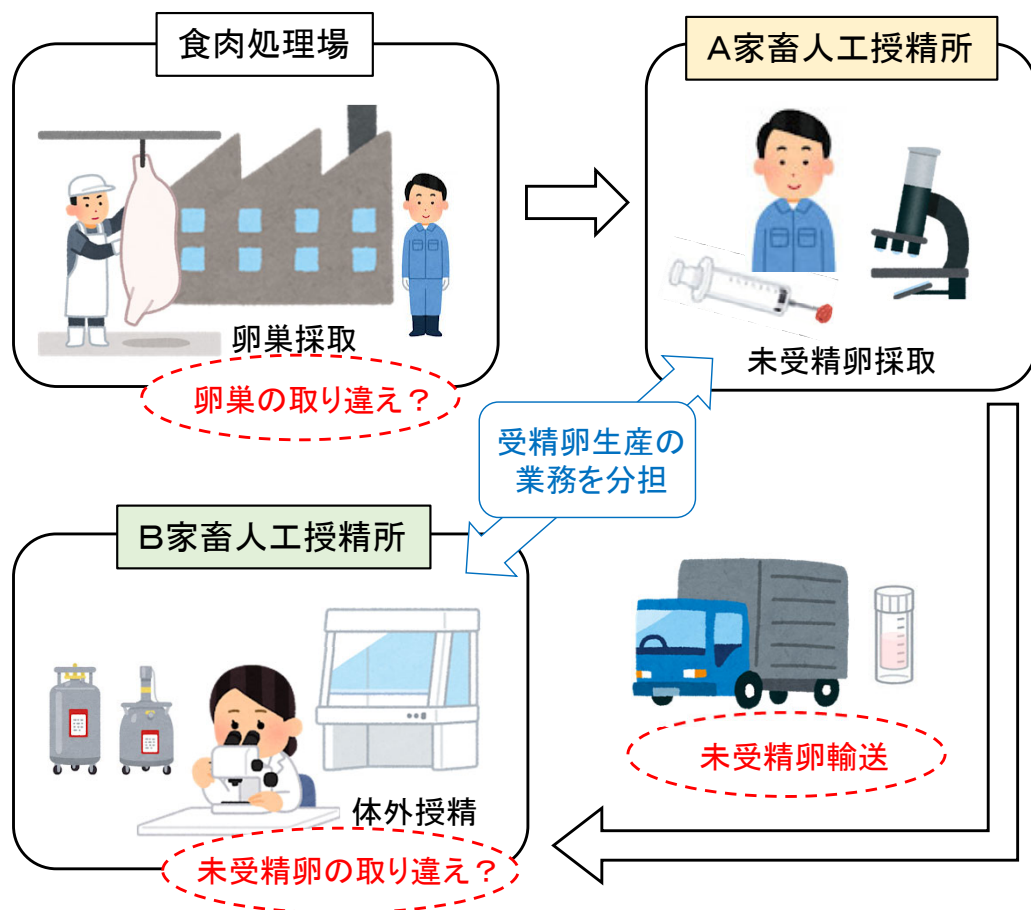
### (1) 検討の視点: 家畜遺伝資源

- 和牛、和牛間交雑種の精液及び受精卵の他に、流通等が確認されており、その実態を検証の上、対応が必要な家畜の遺伝資源はないか？

#### 【確認された事象】

- ① 家畜体外受精卵(とたい由来)の生産に関して、その業務を分担して行うことによる「家畜未受精卵の流通」を確認。
- ② 本事案では、受精卵証明書における品種の記載誤りが発生したことを踏まえて、農林水産省は、家畜体外受精卵の適正な生産に係る技術指導通知を令和6年7月に発出。

#### 家畜体外受精卵生産に係る家畜未受精卵の流通事例



#### 技術指導通知のポイント

##### (1) 実施場所

都道府県知事から開設の許可を得た家畜体外受精卵の生産(家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理)を行うことができる家畜人工授精所であること。

##### (2) 実施者

| 工程                                                          | 実施者                                              |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ・雌の家畜のとたいから卵巣を採取<br>・家畜未受精卵の採取、処理<br>・家畜体外授精<br>・家畜体外受精卵の処理 | 獣医師<br>家畜人工授精師(家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務) |

##### (3) 家畜卵巣の採取

- ・ と畜場の開設者、と畜検査員その他卵巣採取に係る関係者と家畜卵巣の採取の方法について事前に協議を行った上で必要な契約を締結することにより、責任関係の明確化を図るように努めること。
- ・ 採取した卵巣の個別管理、卵巣を採取した個体の品種を確認すること。

##### (4) 家畜未受精卵、家畜体外受精卵の処理

処理に用いる針、シリンジ、シャーレ、パスツールピペット等は番号等をマーカーにより記載し、他のロットとの取り違い生じないように留意すること。

##### (5) 業務の分担

業務委託契約等により、役割や責任の範囲を明確にすること。

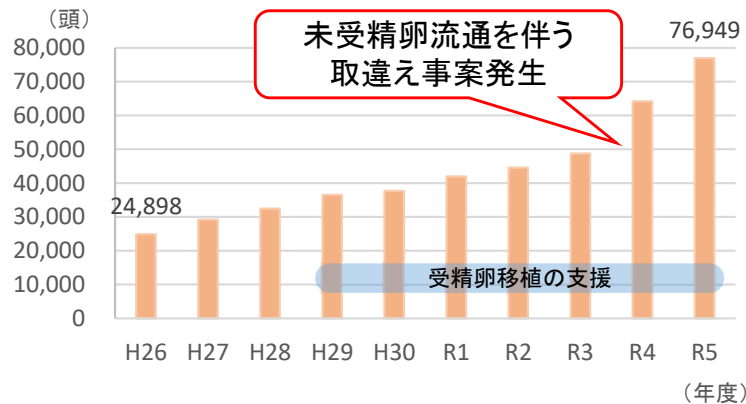
## 2 「家畜遺伝資源」の検証

### (3) 受精卵生産の背景

#### 《酪農経営における和牛受精卵の利用状況》

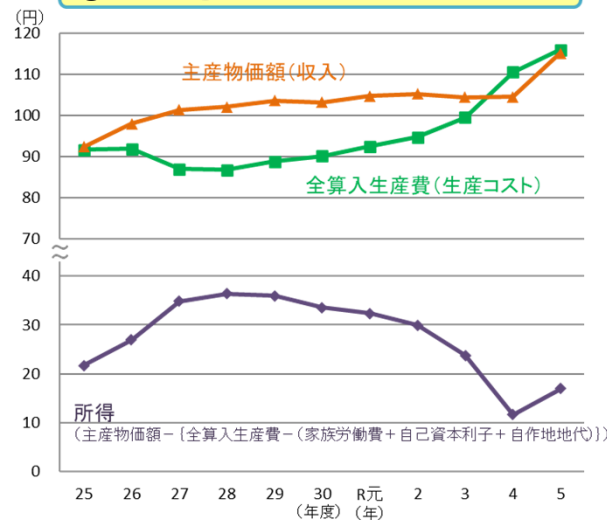
- ① 平成28年度から令和5年度まで和牛受精卵の移植を支援し、酪農経営における和牛受精卵の移植が普及。
- ② 特に、令和3年度以降、生乳需給の緩和や資材費高騰等による収益悪化を受けて副産物収入の確保を図るため、和牛受精卵の利用が急増。
- ③ 令和3年から令和5年にかけて、和牛受精卵を生産する家畜人工授精所数及び和牛受精卵生産数が急増(特に、北海道の伸びが顕著)。

① 乳用種からの黒毛和種の出生頭数の推移



資料: (独)家畜改良センター(牛個体識別全国データベースの集計)

② 生乳1kg当たりのコストと所得(全国)

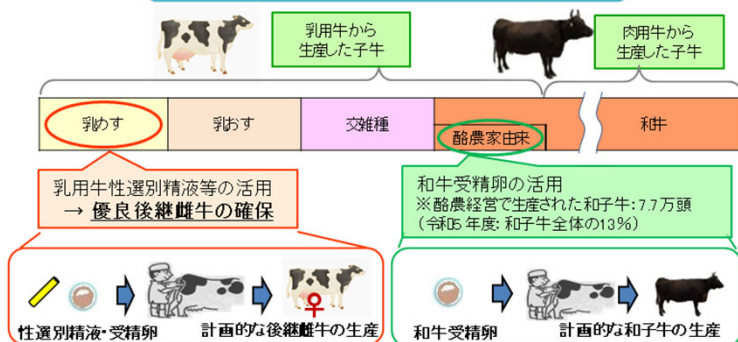


③ 和牛受精卵の生産状況

|       | 生産箇所数 |           | 生産個数 |            |
|-------|-------|-----------|------|------------|
|       | R3    | R5        | R3   | R5         |
| 全国    | 289   | 322 (+33) | 32万  | 43万 (+11万) |
| うち北海道 | 36    | 49 (+13)  | 8万   | 11万 (+3万)  |

資料: 運営状況の報告 ※令和3年の生産個数は推計値

性選別精液等と和牛受精卵の活用



(参考) 北海道内の地域別飼養状況

|             | A地域         | B地域        |
|-------------|-------------|------------|
| 飼養頭数(乳用・肉用) | 27.9万頭      | 32.5万頭     |
| うち肉用牛繁殖雌牛   | 2.8万頭 (10%) | 0.9万頭 (3%) |

資料: 北海道庁(R5年2月現在)

## 2 「家畜遺伝資源」の検証

### (4) 家畜体外受精卵の生産状況

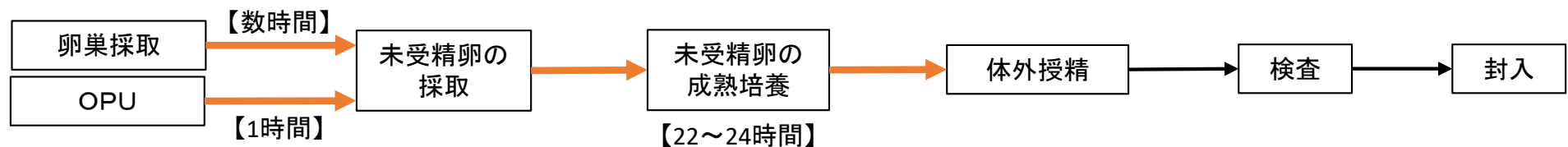
#### 《家畜受精卵の生産を行う家畜人工授精所数》

| 全家畜人工授精所数 | 体内受精卵の生産を行う授精所 | 体外受精卵の生産を行う授精所      |
|-----------|----------------|---------------------|
| 5,351か所   | 268か所          | とたい 45か所<br>生体 91か所 |

#### 《家畜体外受精卵の生産工程を分担している事例》

| とたい由来               |      |
|---------------------|------|
| 体外受精卵(とたい)の生産を行う授精所 | 45か所 |
| 生産工程を分担             | 4か所  |
| 卵巣採取のみを実施           | 1か所  |
| 卵巣譲受後、未受精卵採取以降を実施   | 2か所  |
| 成熟未受精卵譲受後、体外授精以降を実施 | 1か所  |

| 生体由来                |      |
|---------------------|------|
| 体外受精卵(生体)の生産を行う授精所  | 91か所 |
| 生産工程を分担             | 38か所 |
| OPU・未受精卵採取のみを実施     | 17か所 |
| 未受精卵譲受後、成熟培養以降を実施   | 17か所 |
| 成熟未受精卵譲受後、体外授精以降を実施 | 4か所  |



出典: 畜産振興課調べ

## 2 「家畜遺伝資源」に係る対応の方向

### 課題と検討の方向:「家畜遺伝資源」

- 家畜未受精卵の流通の実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討する。

#### 《検証結果のまとめ》

##### (技術の現状)

- 胚発生率を確保するためには、卵巣からの未受精卵の採取を可能な限り早期に行うこと、家畜未受精卵の成熟培養の時間に制限があること等、技術的・時間的な制約は引き続き存在。
- 家畜未受精卵の凍結保存は、技術的なハードルが高く、民間サービスとして実施するのは難しい状況。

##### (流通の実態)

- 和牛受精卵の需給は、酪農経営の動向等の影響を受けて変化。和牛受精卵の需要が増加する局面においては、生産する家畜人工授精所が増加し、生産に必要な家畜未受精卵の流通が増える可能性。
- 家畜体外受精卵の生産工程を分担し、卵巣や家畜未受精卵を輸送する事例は、42か所存在。  
「とたい由来」は4か所。「生体由来」は38か所存在し、うち「成熟未受精卵譲受後、体外授精以降を実施」する事例は4か所。
- 現行、卵巣や家畜未受精卵の採取状況は、家畜人工授精簿に記録することとなり、また、令和6年7月技術指導通知により、役割分担する際には、契約等で明確化することを求めている。



#### 《対応の方向》

- 卵巣及び家畜未受精卵は、技術的・時間的な制約があり、そのものが輾転流通するリスクは低く、家畜体外受精卵生産の過程で流通している状況は法施行当時と変わらず、本法に位置付けるような状況の変化はないと考えられる。
- 一方、家畜体外受精卵の生産工程を分担する取組は、和牛受精卵の需要が増加する局面において増加する可能性も考えられることから、品種の取違えが発生した事案があることも考慮し、①令和6年7月技術指導通知の徹底や②家畜人工授精簿への採取個数の記録等について立入検査等を通じて適正な実施を指導。

### 3 「譲渡契約等」の検証

#### 「譲渡契約等」に係る課題と検討方向

##### 《課題》

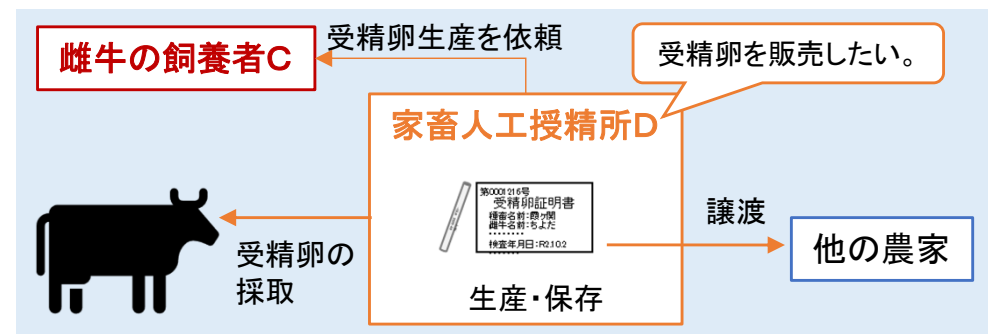
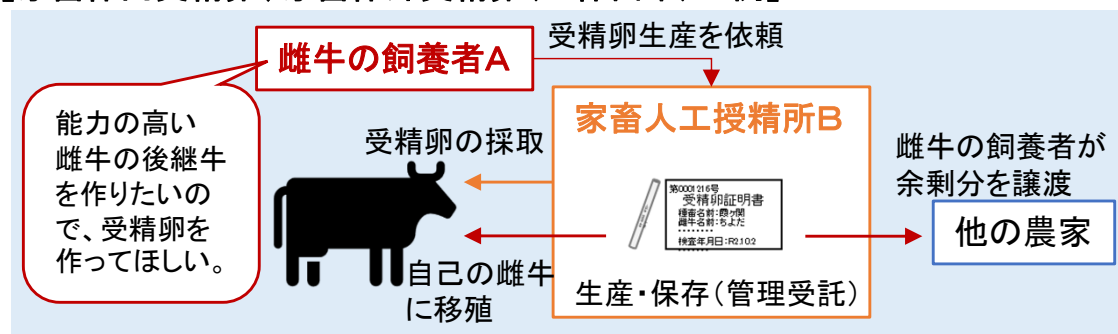
- ✓ 利用制限が付された家畜遺伝資源であることを認識できることが不正流通防止につながるため、受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所における契約締結、ストローへの「(R)」表示を一層推進する必要。

○ 譲渡契約等の締結割合が比較的低い要因を分析し、譲渡契約の締結、ストローへの「(R)」表示等の推進のための方策を検討する。

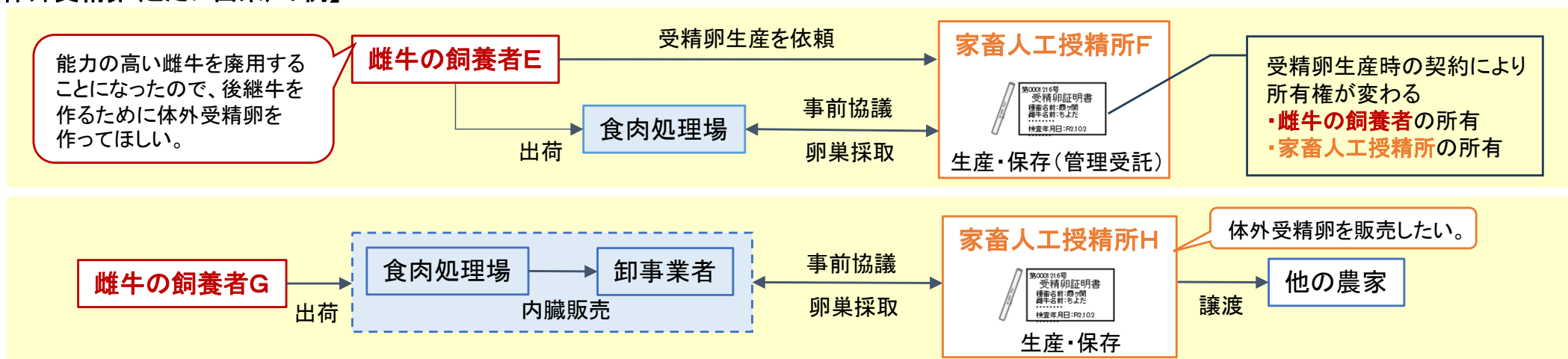
#### (1) 家畜受精卵の流通実態

##### 《家畜受精卵の生産、所有、譲渡の事例》

##### 【家畜体内受精卵、家畜体外受精卵(生体由来)の例】



##### 【体外受精卵(とたい由来)の例】

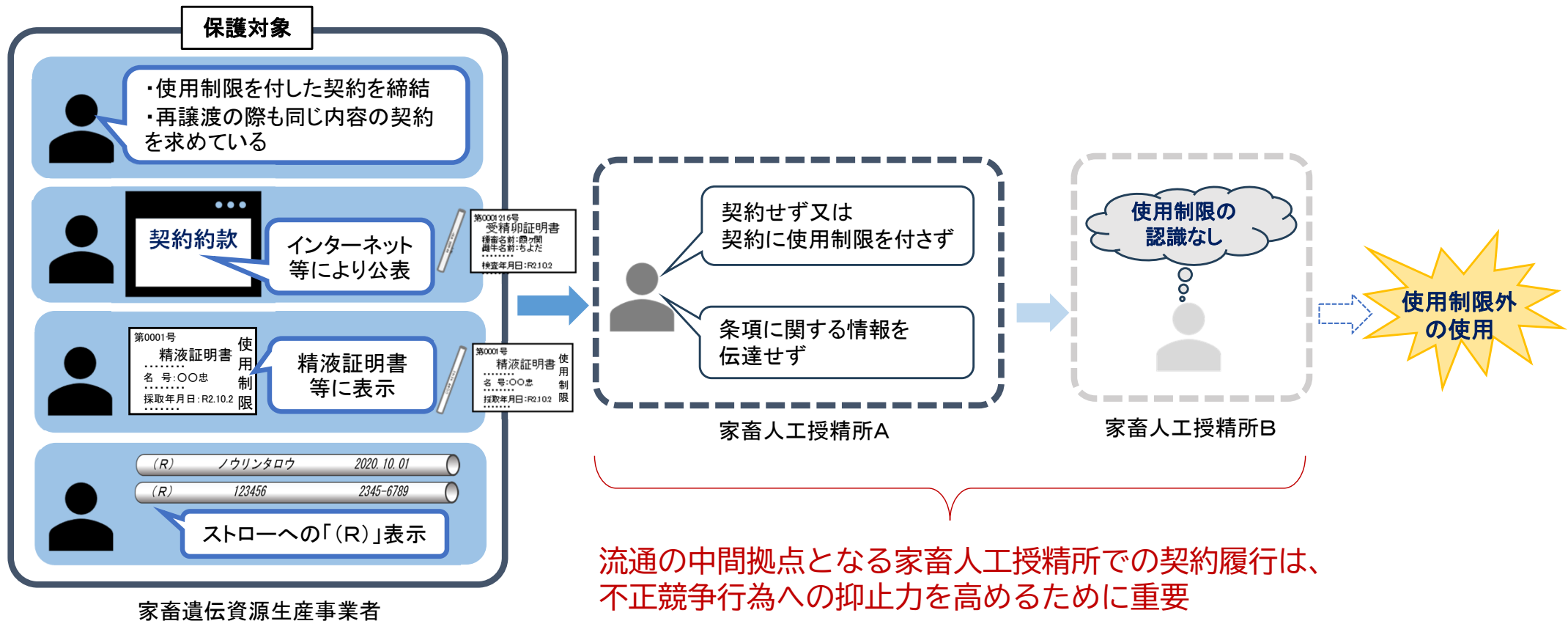


### 3 「譲渡契約等」の検証

## (2) 利用制限の情報伝達の意義

### 《本法の保護対象である「家畜遺伝資源」であることの伝達》

- 本法の保護対象は、家畜遺伝資源生産事業者が契約その他省令で定める行為によりその使用制限を明示した家畜遺伝資源であるため、流通の中間拠点となる家畜人工授精所における契約の有無は本法の保護対象の必須要件にならない。
- 第三者譲渡の際の契約が履行されていない場合や、契約約款の条項をインターネット等で公表していない場合等、流通の川下の譲受者が、譲受した家畜遺伝資源に使用制限が付されていることを認識することが困難な場合も生じる。
- 不正競争行為への抑止力を高めるためには、流通の各段階において、家畜遺伝資源法の保護対象であることを認識することが重要。

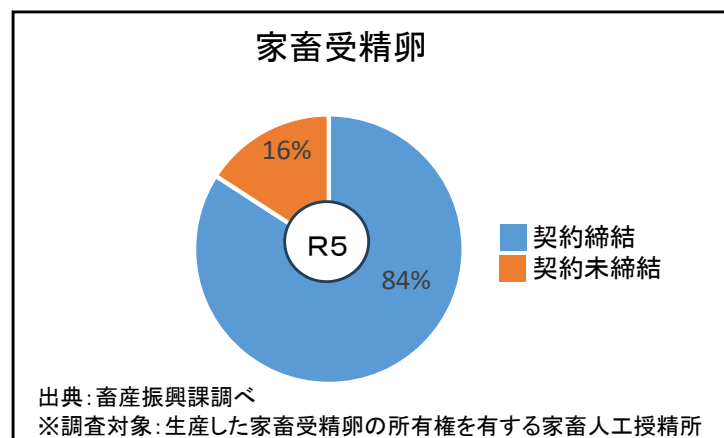


### 3 「譲渡契約等」の検証

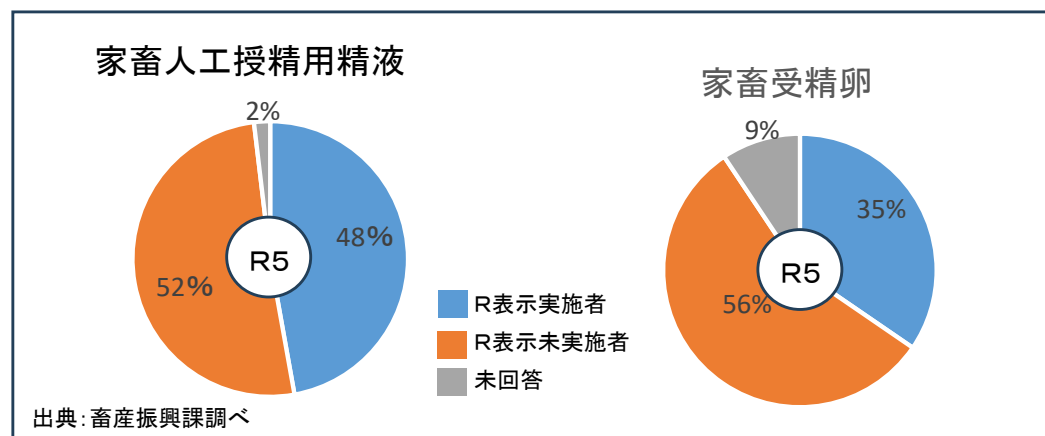
#### (3) 利用制限の情報伝達の実態

- 譲渡契約は、受精卵生産事業者や中間拠点となる家畜人工授精所において8割台となり、大宗を占める取組になりつつある。家畜遺伝資源の保護のためには、100%に近づけていくための取組が重要。
- 不正競争行為への抑止力を高めるために、家畜遺伝資源の最終譲受者までの流通に関与する全ての関係者が、譲受した家畜遺伝資源に利用制限が付されていることを認識することができるストーリーへの「(R)」の表示等の推進が必要。

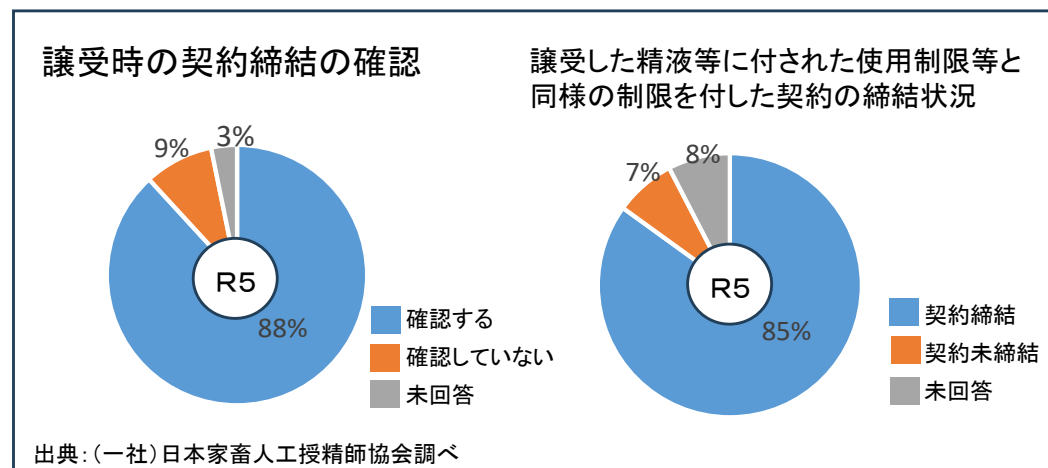
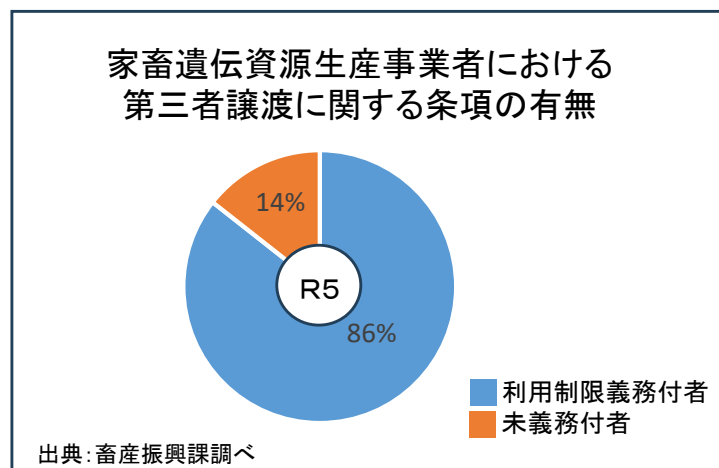
##### 《譲渡契約》



##### 《ストーリーへの「(R)」表示》



##### 《流通の中間拠点となる家畜人工授精所段階での契約等の実施状況》



### 3 「譲渡契約等」の検証(参考)

#### 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款 条項例 (案)

##### 第1条 総則

1. 譲渡者（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。）に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

##### 第2条 国外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、**日本国外で利用してはならず**、また、**国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産**（国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。）**以外の目的**（種牛改良への利用を含み、これに限らない。）**のために利用してはならない**。

##### 第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなければならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

##### 第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、**本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない**。
2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

##### 第5条 精液等の返還

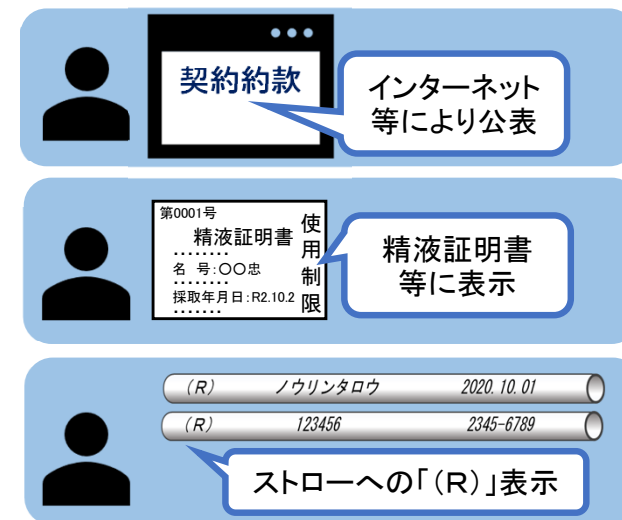
1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

##### 第6条 違約金

乙は、第2条又は第4条第1項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1000万円を支払わなくてはならない。

#### 「その他農林水産省令で定める行為」について

- ・ 精液等が窃取などにより、第三者への提供や特定の目的外への利用の禁止等の制限を課す契約が締結される前に不正取得される場合において、不正取得者やこの不正取得者から当該精液等を転得した者等についても本法の対象とする必要。
- ・ 家畜遺伝資源生産事業者が、当該家畜遺伝資源を譲渡等する際に**使用者の範囲や使用目的について管理する意思を第三者が認識できるようにする行為**として規定。



### 3 「譲渡契約等」に係る対応の方向

#### 課題と検討方向:「譲渡契約等」

- 譲渡契約等の締結割合が比較的低い要因を分析し、譲渡契約の締結、ストローへの「(R)」表示等の推進のための方策を検討する。

#### 《検証結果のまとめ》

##### (家畜受精卵に係る譲渡契約等)

- 家畜受精卵は、①雌牛の飼養者が家畜人工授精所に依頼し生産する場合(生産した家畜受精卵の保存を家畜人工授精所に管理委託する場合も含む)や、②家畜人工授精所の開設者が販売目的で生産する場合が存在。
- 家畜受精卵は、その所有権や管理方法が精液に比べ複雑であることが、譲渡契約の締結等が家畜人工授精用精液に比べて進んでいない理由の一つとなっている可能性。

##### (流通の中間拠点となる家畜人工授精所における譲渡契約等)

- 不正競争行為への抑止力を高めるために、和牛遺伝資源の流通に関与する全ての関係者が譲渡契約等の存在を認識できることが重要。
- そのため、「契約約款の条項のインターネットでの公表」等の使用制限の表示の一層の推進が必要。



#### 《対応の方向》

- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所における譲渡契約は8割台まで普及し、**大宗を占める取組**になりつつある。家畜遺伝資源の保護のためには**実施率を100%にする取組が重要。**
- **家畜受精卵の譲渡契約**は、家畜受精卵の所有者を明確にして推進する必要があり、家畜受精卵の生産に関与する獣医師、家畜人工授精師からの働きかけが効果的と考えられる。家畜受精卵を生産する家畜人工授精所への**立入検査の機会**を活用し、**家畜受精卵の譲渡契約を推進。**
- **不正競争行為への抑止力を高めるため**、譲渡契約の他「契約約款の条項のインターネットでの公表」、「家畜人工授精用精液証明書等への使用制限の記載」、「ストローへの「(R)」表示」の**手法と意義を再周知**し、利用制限が付された家畜遺伝資源であることを**流通の各段階において認識できる取組を推進。**

## 4 「成果冒用行為」に係る対応の方向

### 課題と検討方向:「成果冒用行為」

- 当面は現在の成果冒用行為を維持する方向とする。

### 《検証結果》

- 法律の規定を超える成果冒用行為は確認されていない。



### 《対応の方向》

- 引き続き、**現行の成果冒用行為を維持。**

## 5 「理解醸成のための方策」の検証

### 「理解醸成のための方策」

○ 和牛遺伝資源関連2法に対する理解醸成を図るための方策(優先するターゲット、手段)を検討する。

#### (1) 立入検査の状況

○ 家畜人工授精所の業務に応じて、指導すべき事項に違いがある。

| 家畜人工授精所の<br>業務の別 | 現状と課題                                                                                           |                                                                                         |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 家畜改良増殖法                                                                                         | 家畜遺伝資源法                                                                                 |
| 保存               | <b>【新規に開設した家畜人工授精所等】</b><br>・使用済の精液証明書の不適切な管理<br>(指導125件)<br>・譲渡等記録簿等法令に規定された帳簿<br>の整備不備(指導94件) | <b>【流通の中間拠点となる家畜人工授精所】</b><br>・譲渡契約の確認(未実施9%)<br>・精液等の再譲渡の際、同様の制限を付した<br>譲渡契約の締結(未実施7%) |
| 精液・受精卵生産<br>(共通) | ・家畜人工授精簿の精液性状等の未記載<br>(指導35件)<br>・精液証明書、受精卵証明書の発行遅れ<br>(指導27件)<br>・設備・器具等の整備不良(指導33件)           | ・精液等を第三者に譲り渡す場合に利用制限<br>を付すことの義務付け(未実施14%)                                              |
|                  | 精液生産                                                                                            | ・ストローへの「(R)」表示の実施(未実施52%)                                                               |
|                  | 受精卵生産                                                                                           | ・譲渡契約の締結(未締結16%)<br>・ストローへの「(R)」表示の実施(未実施65%)                                           |

○ 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない畜産農家への対応の検討も必要。

## 「理解醸成のための方策」

○ 和牛遺伝資源関連2法に対する理解醸成を図るための方策(優先するターゲット、手段)を検討する。

### (2)「精液等情報システム」の機能強化と利用推進のための取組

#### ① 整備状況

|               |                                                                                           |                                                                          |       |                                                                                  |        |                                                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 令和3年度         | 基本機能                                                                                      |                                                                          |       |                                                                                  |        |                                                                    |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令の様式に沿った入力フォームの整備</li> <li>証明書の印刷機能の整備</li> </ul> |                                                                          |       |                                                                                  |        |                                                                    |
| 令和4年度<br>～6年度 | 基本機能                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>運営状況報告に係る都道府県への報告機能の追加</li> </ul> | 利便性向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォン機能整備開始</li> <li>下書き機能追加</li> </ul> | 地域連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域システムと連携するための整備</li> </ul> |

#### ② 利用推進の取組

|               |                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年度         | (登録の推進) <ul style="list-style-type: none"> <li>システム周知のための都道府県への説明会を開催</li> <li>都道府県を通じてシステム登録を推進</li> </ul>            |
| 令和4年度<br>～6年度 | (利用普及と課題の調査) <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜人工授精所の開設者等を対象とした操作説明会の開催(毎年)</li> <li>アンケートを実施し、改善に反映</li> </ul> |
| 令和6年度         | (地域システムとの連携の周知) <ul style="list-style-type: none"> <li>種雄牛造成県等(12県)に説明会の開催</li> </ul>                                  |

#### ③ ユーザーからの主な意見

|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <前向きな意見> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験的に利用したい</li> <li>書類整理に活用が期待できる</li> </ul> <利用していない理由> <ul style="list-style-type: none"> <li>別システムソフトの利用(15件)</li> <li>知らなかった(13件)</li> <li>必要性を感じない(8件)</li> </ul> | <改善等を求める意見> <ol style="list-style-type: none"> <li>操作性を上げてほしい(入力方法、項目、画面の見やすさ等)</li> <li>民間サービス等との連携をしてほしい</li> <li>試験入力(デモシステム)ができるようにしてほしい</li> <li>パソコン・スマホを使いたがらない高齢者への配慮が必要</li> </ol> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 「理解醸成のための方策」に係る対応の方向

### 「理解醸成のための方策」

- 和牛遺伝資源関連2法に対する一層の理解醸成を図るための方策について検討する。

### 《検証結果のまとめ》

- 新規に開設された家畜人工授精所では、譲渡等記録簿等の帳簿の整備不備が多いことが課題であり、トレーサビリティの確保や血統矛盾の防止のために改善を図る必要。
- また、受精卵生産事業者や流通の中間拠点となる家畜人工授精所では、譲渡契約の締結等の推進が課題であり、家畜人工授精所の業務別の課題を考慮した立入検査先の選定や指導等のための重点事項の設定が必要。
- 「精液等情報システム」では、家畜改良増殖法に規定されている家畜人工授精簿・譲渡等記録簿・各種証明書等の作成を行うことができるが、その利用が進んでいない状況。利用を進めるためには、操作性の一層の向上、必要性を含めた更なる周知、民間との連携等の改善意見が上がっている。



### 《対応の方向》

- 今後の立入検査は、**優先する家畜人工授精所や指導等のための重点事項を定めて実施する。**
  - ① **法施行を契機として、新規に家畜人工授精所を開設した特定家畜人工授精用精液等を扱う畜産農家（重点事項）譲渡等記録簿等の適正な整備、「精液等情報システム」の利用推進**
  - ② **受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所（重点事項）家畜受精卵の適正な生産、譲渡契約等の締結推進**
- 全家畜人工授精所への立入検査の終了後、**和牛遺伝資源を取り扱う畜産農家も対象として計画する。**
- 「**精液等情報システム**」の利用にあたっての**課題や「改善等を求める意見」を踏まえ、改善方策を検討するとともにその利用を推進する。**また、「**精液等情報システム**」の利用により立入検査の効率的な実施に結び付けられる方策等を検討する。

### 「家畜遺伝資源」

- 家畜未受精卵の流通の実態、技術的課題を整理し、必要な対応を検討する。

### 「譲渡契約等」

- 譲渡契約等の締結割合が比較的低い要因を分析し、譲渡契約の締結、ストローへの「(R)」表示等の推進のための方策を検討する。

- 卵巣及び家畜未受精卵は、技術的・時間的な制約があり、そのものが輻輳流通するリスクは低く、家畜体外受精卵生産の過程で流通している状況は法施行当時と変わらず、本法に位置付けるような状況の変化はないと考えられる。
- 一方、家畜体外受精卵の生産工程を分担する取組は、和牛受精卵の需要が増加する局面において増加する可能性も考えられることから、品種の取違えが発生した事案があることも考慮し、①令和6年7月の技術指導通知の徹底や②家畜人工授精簿への採取個数の記録等について立入検査等を通じて適正な実施を指導。
- 受精卵生産事業者や流通の中間拠点の家畜人工授精所における譲渡契約は8割台まで普及し、大宗を占める取組になりつつある。家畜遺伝資源の保護のためには実施率を100%にする取組が重要。
- 家畜受精卵の譲渡契約は、家畜受精卵の所有者を明確にして推進する必要がある、家畜受精卵の生産に関与する獣医師、家畜人工授精師からの働きかけが効果的と考えられる。家畜受精卵を生産する家畜人工授精所への立入検査の機会を活用し、家畜受精卵の譲渡契約を推進。
- 不正競争行為への抑止力を高めるため、譲渡契約の他「契約約款の条項のインターネットでの公表」、「家畜人工授精用精液証明書等への使用制限の記載」、「ストローへの「(R)」表示」の手法と意義を再周知し、利用制限が付された家畜遺伝資源であることを流通の各段階において認識できる取組を推進。

## とりまとめの方向(案)

### 「成果冒用行為」

- 当面は現在の成果冒用行為を維持する方向とする。

### 「理解醸成のための方策」

- 和牛遺伝資源関連2法に対する一層の理解醸成を図るための方策について検討する。

- 現行規定を超える行為は確認されていないことから、引き続き、**現行の成果冒用行為を維持**。

- 今後の立入検査は、**優先する家畜人工授精所や指導等のための重点事項を定めて実施する**。

- ① **法施行を契機に新規に家畜人工授精所を開設した特定家畜人工授精用精液等を扱う畜産農家**  
(重点事項)  
譲渡等記録簿等の適正な整備、「精液等情報システム」の利用推進

- ② **受精卵生産事業者及び家畜遺伝資源の譲渡実績のある家畜人工授精所**  
(重点事項)  
家畜受精卵の適正な生産、譲渡契約等の締結推進

- 全家畜人工授精所への立入検査の終了後、**和牛遺伝資源を取り扱う畜産農家も対象**として計画する。

- 「**精液等情報システム**」の利用にあたっての課題や「**改善等を求める意見**」を踏まえ、**改善方策を検討するとともにその利用を推進**する。また、「精液等情報システム」の利用により立入検査の効率的な実施に結び付けられる方策等を検討する。